

ご報告

福音寮では現在第三者委員会を設置し、再発防止に向けた取り組みを行っています。

職員は東京都社会福祉協議会の倫理綱領（下記参照）に則った支援を行うべく努力してまいります。

平成 31（2019）年 3 月
社会福祉法人 福音寮
施設長 飯田政人

.....

東京都社会福祉協議会児童部会 倫理綱領

—子どもの最善の利益のために—

東京都社会福祉協議会児童部会

前文

東京都社会福祉協議会児童部会に属する児童養護施設等に携わるすべての人々は、日本国憲法、児童憲章、児童福祉法、児童虐待防止法及び子どもの権利に関する条約等に示された理念を尊重するとともに、子ども及びその家族をかけがえのない尊厳を持った存在として尊重し、下記の倫理綱領を定めます。

1. 専門職として養育の質の確保と向上に努めます

子どもに対しては、温かい人間愛と生活の知恵を基盤とし、安心、安全な日常生活を通して、発達の保障や自立支援を推進するとともに、家族と協働して養育にあたります。個別のニーズの把握、ケアの連続性に配慮した支援を提供し、退所者支援にも取り組みます。これらのサービス水準の向上のため、不断にして最善の努力をします。

2. 子どもの権利を積極的に尊重します

子どもの意向を把握する具体的な仕組みを活用し、子どもの意向に配慮します。さらに、子どもの意見表明や自己決定の機会を積極的に尊重します。また、被措置児童等虐待の防止を誓います。

3. 個人情報保護をします

個人情報の保護、開示等取扱いに関する法令、国が定める指針、その他の規範を遵守します。適切な方法で取得した個人情報は、予め明らかにした利用目的以外には使用しません。個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等を防止します。

4. 家族関係等を尊重します

子どもにとってかけがえのない家族の立場を十分に理解し、家族支援を推進します。そして、児童相談所等と協力して、家族関係の再統合に向けて最善の努力をします。

5. 家庭養護と家庭的養護の機会を提供します

子どもと家族の状況から、養育家庭（里親）委託又は養子縁組が適切可能なときには、家族や児童相談所と協議の上、委託を推進します。また、家庭的養護を提供します。

6. 地域福祉へ積極的に参加します

地域の社会資源の活用と開拓に努め、子育て支援事業等を通して専門知識と技術を提供することにより、地域の子育て支援機能の拡充に貢献します。

7. 第三者評価を活用します

第三者評価機関による評価結果を真摯に受け止めてサービス向上に努めます。また、子ども等からの苦情には、苦情解決の仕組みを使って適切に対応します。

8. 専門職を育成します

組織は、鋭い人権感覚と高い倫理観を持った専門職の育成のため、知識や技術の習得を目指して、研修や研究の機会を適切かつ公平に提供します。

9. 他機関・他職種と連携し、協働します

施設内外を問わず、機関、職種の機能を有効に活用し、連携、協働して支援にあたります。

10. 説明責任と法令遵守を徹底します

社会福祉施設が提供するサービスは、高い公共性と公益性を有していることから、情報公開等によって説明責任を果たすとともに、遵守すべきルール（法令や社会規範、倫理等）を周知徹底できる組織体制を構築します。

平成 16 年 1 月 27 日制定

平成 28 年 1 月 19 日改定